

○山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24・05・17原院第2号）新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改正後（新通達）	改正前（旧通達）
<p>山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について</p> <p>3. 保安上支障がないことについての基準 申請の内容が以下に定める基準のいずれにも該当する場合は、<u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第17条</u>に規定する保安上支障がない場合に該当するものと認め、同条に基づく特則承認を行うものとする。 また、承認を行った場合においては、以下に定める基準を、規則第17条に規定する経済産業大臣が認める基準（法第16条第2項の基準）とする。</p> <p>3-1. [略]</p> <p>3-2. 販売方法についての基準 ① [略]</p> <p>② 規則第16条第5号の規定にかかわらず、液化石油ガスの消費場所及び容器の運搬の過程で中継場所を要する場合は当該中継場所において、同号に規定する貯蔵施設が設置できない場合には、充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、特定の容器保管場所を指定し、当該容器保管場所に置くこと。ただし、容器保管場所を屋内に指定する場合には、例示基準（※）14に定める容器を屋内に設置する場合に講ずべき措置を講じるとともに、屋内の容器保管場所には可能な限りガス漏れ警報器を設置すること。 ※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準</p>	<p>山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について <u>（内規）</u></p> <p>3. 保安上支障がないことについての基準 申請の内容が以下に定める基準のいずれにも該当する場合は、<u>規則第17条</u>に規定する保安上支障がない場合に該当するものと認め、同条に基づく特則承認を行うものとする。 また、承認を行った場合においては、以下に定める基準を、規則第17条に規定する経済産業大臣が認める基準（法第16条第2項の基準）とする。</p> <p>3-1. [略]</p> <p>3-2. 販売方法についての基準 ① [略]</p> <p>② 規則第16条第5号の規定にかかわらず、液化石油ガスの消費場所及び容器の運搬の過程で中継場所を要する場合は当該中継場所において、同号に規定する貯蔵施設が設置できない場合には、充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、特定の容器保管場所を指定し、当該容器保管場所に置くこと。ただし、容器保管場所を屋内に指定する場合には、例示基準（※）14に定める容器を屋内に設置する場合に講ずべき措置を講じるとともに、屋内の容器保管場所には可能な限りガス漏れ警報器を設置すること。 ※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（平成14・11・26原院第6号）別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準</p>

③ [略]

4. 申請、承認の手続き

4-1. [略]

4-2. 本省等による照会、確認、進達

① 承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び当該消費場所に液化石油ガスを搬送する販売所（法第3条第1項の規定に基づき本省等の登録を受けた液化石油ガス販売事業者が設置する販売所に限る。以下「最終販売所」という。）が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、様式第2により、当該申請内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

② [略]

4-3. 経済産業省本省による審査、承認

① [略]

② 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から4-2. ②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第4により承認書を交付するものとする。

また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。

③ 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けて承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登

③ [略]

4. 申請、承認の手続き

4-1. [略]

4-2. 本省等による照会、確認、進達

① 承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び当該消費場所に液化石油ガスを搬送する販売所（法第3条第1項の規定に基づき本省等の登録を受けた液化石油ガス販売事業者が設置する販売所に限る。以下「最終販売所」という。）が所在する都道府県の担当部局に対して、様式第2により、当該申請内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

② [略]

4-3. 経済産業省本省による審査、承認

① [略]

② 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から4-2. ②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第4により承認書を交付するものとする。

また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。

③ 経済産業省本省は、申請者から直接4-1. ①の承認申請書の提出を受けて承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終

録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-4. 内容変更による承認の申請

① [略]

② 内容変更承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、様式第6により、当該申請の内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

③・④ [略]

⑤ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から③の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第8により、内容変更承認書を交付するものとする。

また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。

⑥ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けて内容変更承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-5. 廃止による届出

①・② [略]

販売所が所在する都道府県の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-4. 内容変更による承認の申請

① [略]

② 内容変更承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、様式第6により、当該申請の内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

③・④ [略]

⑤ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から③の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第8により、内容変更承認書を交付するものとする。

また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。

⑥ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けて内容変更承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-5. 廃止による届出

①・② [略]

③ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合については直接、産業保安監督部等から②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、それぞれ届出内容について通知するものとする。

④ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、届出内容について通知するものとする。

[削除]

様式第1 (4-1. ①関係)

[略]

II. 消費者に関する事項

[略]	
(9)就業規則その他これに準ずるものにおける3-1. ②に係る記述 (3-1. ②関係)	[略]
[略]	

[略]

様式第2 (4-2. ①関係)

[略]

都道府県担当部局課長又は指定都市担当部局課長 殿
 経済産業省 産業保安グループガス安全室長
 又は 産業保安監督部等担当課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施

③ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合については直接、産業保安監督部等から②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、それぞれ届出内容について通知するものとする。

④ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県、申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、届出内容について通知するものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月4日から施行する。

様式第1 (4-1. ①関係)

[略]

II. 消費者に関する事項

[略]	
(9)就業規則その他これに準ずるものにおける <u>内規</u> 3-1. ②に係る記述 (3-1. ②関係)	[略]
[略]	

[略]

様式第2 (4-2. ①関係)

[略]

都道府県担当部局課長 殿

経済産業省 液化石油ガス保安課長
 又は 産業保安監督部担当部課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施

行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（20230324保局第1号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認申請がありましたので、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、○月○日まで（発信日から1週間後を目途。）に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

様式第3（4-2. ②関係）

[略]

産業保安グループガス安全室長 殿

産業保安監督部等担当課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（20230324保局第1号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認申請がありました。

当該申請について、同規程に基づき内容を確認した結果、同規程に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同規程に基づき進達します。

なお、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対し通報し、追加情報の有無を確認（意見照会）した結果、別添2のとおり連絡がありました（意見がなかった）ことを申し添えます。

様式第4（4-3. ②関係）

行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17原院第2号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認申請がありましたので、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、○月○日まで（発信日から1週間後を目途。）に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

様式第3（4-2. ②関係）

[略]

原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課長 殿

産業保安監督部担当部課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17原院第2号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認申請がありました。

当該申請について、同内規に基づき内容を確認した結果、同内規に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同内規に基づき進達します。

なお、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対し通報し、追加情報の有無を確認（意見照会）した結果、別添2のとおり連絡がありました（意見がなかった）ことを申し添えます。

様式第4（4-3. ②関係）

[略]

年月日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、特則承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特則承認申請書に記載されているⅡ. 消費者に関する事項のうち、

- ・ (1)液化石油ガスの供給を受ける消費者（山小屋等消費者）
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3)容器の運搬方法
- ・ (4)保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
注：他の山小屋等との兼務が発生した場合又は兼務しなくなった場合
- ・ (5)保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (8)貯蔵施設等
- ・ (9)就業規則その他これに準ずるものにおける3-1. ②に係る記述
- ・ (10)山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第6（4-4. ②関係）

[略]

都道府県担当部局課長又は指定都市担当部局課長 殿
経済産業省 産業保安グループガス安全室長
又は 産業保安監督部等担当課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施

[略]

年月日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）に定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、特則承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特則承認申請書に記載されているⅡ. 消費者に関する事項のうち、

- ・ (1)液化石油ガスの供給を受ける消費者（山小屋等消費者）
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3)保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
注：他の山小屋等との兼務が発生した場合又は兼務しなくなった場合
- ・ (4)保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (5)容器の運搬方法
- ・ (8)貯蔵施設等
- ・ (9)就業規則その他これに準ずるものにおける内規3-1. ②に係る記述
- ・ (10)山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第6（4-4. ②関係）

[略]

都道府県担当部局課長 殿
経済産業省 液化石油ガス保安課長
又は 産業保安監督部担当部課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施

行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（20230324保局第1号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認申請がありましたので、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、○月○日まで（発信日から1週間後を目途。）に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

様式第7（4-4. ③関係）

[略]

産業保安グループガス安全室長 殿

産業保安監督部等担当課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（20230324保局第1号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認申請がありました。

当該申請について、同規程に基づき内容を確認した結果、同規程に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同規程に基づき進達します。

なお、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対し通報し、追加情報の有無を確認（意見照会）した結果、別添2のとおり連絡がありました（意見がなかった）ことを申し添えます。

様式第8（4-4. ⑤関係）

行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17原院第2号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認申請がありましたので、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、○月○日まで（発信日から1週間後を目途。）に御連絡いただきますよう、お願いいたします。

様式第7（4-4. ③関係）

[略]

原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課長 殿

産業保安監督部担当部課長

[略]

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（内規）（平成24年6月4日付け平成24・05・17原院第2号）に基づき、○年○月○日付けをもって液化石油ガス販売事業者○○から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認内容変更承認申請がありました。

当該申請について、同内規に基づき内容を確認した結果、同内規に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同内規に基づき進達します。

なお、同内規に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県並びに申請に係る消費場所が所在する都道府県及び最終販売所が所在する都道府県の担当部局に対し通報し、追加情報の有無を確認（意見照会）した結果、別添2のとおり連絡がありました（意見がなかった）ことを申し添えます。

様式第8（4-4. ⑤関係）

[略]

年 月 日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく特則承認に関する審査等について定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特則承認申請書に記載されているⅡ. 消費者に関する事項のうち、

- ・ (1)液化石油ガスの供給を受ける消費者（山小屋等消費者）
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3)容器の運搬方法
- ・ (4)保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
注：他の山小屋等との兼務が発生した場合又は兼務しなくなった場合
- ・ (5)保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (8)貯蔵施設等
- ・ (9)就業規則その他これに準ずるものにおける 3-1. ②に係る記述
- ・ (10)山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第 10 (4-5. ②関係)

[略]

産業保安グループガス安全室長 殿

産業保安監督部等担当課長

[略]

年 月 日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条の規定に基づく特則承認に関する審査等について (内規) に定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 17 条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特則承認申請書に記載されているⅡ. 消費者に関する事項のうち、

- ・ (1)液化石油ガスの供給を受ける消費者（山小屋等消費者）
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3)保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
注：他の山小屋等との兼務が発生した場合又は兼務しなくなった場合
- ・ (4)保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (5)容器の運搬方法
- ・ (8)貯蔵施設等
- ・ (9)就業規則その他これに準ずるものにおける 内規 3-1. ②に係る記述
- ・ (10)山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第 10 (4-5. ②関係)

[略]

原子力安全・保安院
液化石油ガス保安課長 殿

産業保安監督部担当部課長

<p>[略]</p> <p>山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（<u>20230324保局第1号</u>）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認廃止届書の提出がありましたので、<u>同規程</u>に基づき進達します。</p>	<p>[略]</p> <p>山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について（<u>内規</u>）（平成24年6月4日付け平成<u>24・05・17原院第2号</u>）に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特則承認廃止届書の提出がありましたので、<u>同内規</u>に基づき進達します。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	